

官庁のわかれわれ責任者としては、事前によく、法律以前に理解をしておいていただかなければならぬものが非常に多いのですが、そういう点についで、行政府としては、立法府のそれば、原子力委員会の諸君と各それぞれ専門委員会のその委員の諸君と一緒に話をしておきたい。それが一つの立法院と行政院、簡単に申し上げますれば、直接その下部に行政組織を持つておる委員会ではなくて、原子力委員会は、原子力委員会それ自身が行政の決定の衝に当つて、原子力委員会そのものの行政措置は、科学技術院の原子力局が主導する、こういうふうになつております。そこで、これの連絡を密にしなければならぬ点が一つ起つて参ります。そして、科学技術院の中には、御承知のように、原子力研究所であるとか、あるいは燃料公社であるとか、それぞれの予算執行をする対象があるわけでして、それが原子力委員会と法律的にうまくくつついて、そうして運営を密にして、そして予算執行をうまくはからなければならぬ。そういう点もあります。従つて、だいいまの設置法に基きますと、どうしてもそういう点の連絡を、九十億もの新しい予算を執行していく場合には、十二分にしなければならない点が起つて参ります。

そういうわけで、原子力委員会の考え方をおりますところの基本の構想を伸べていく場合に、立法府との連絡を密にしていくこと、それは、これから逐次出てくる法律の内容をちゃんとになっても、十分御理解いただけると思うのです。そのほかに、今年度の予算を執行するに当って、研究所あるいは燃料公社等に連絡をしそつちゅうさせないと、こっちの企画、原子力委員会の計画いたしておりますことがうまく連絡がないかないような法律内容もあります。そういうわけで、科学技術庁が執行をする責任を持つ場合に、原子力委員会の方との連絡をどういうふうに十分に保っていくかということは、行政の長としての私の総理大臣を助ける責任になってくるわけでありまして、それは、科学技術庁設置法によりますと、そういうふうな形になつております。そういうわけで、懇談会の形でそういうふうな懸案事項をうまく整理していただきたいと、こう考えております。

い。だから、ほんとうに民主、自主、公開という大原則のもとに、原子力委員会という権威を持つたこの委員会が発足する以上は、当然やはりその手足になつて、よその片手間の仕事でなしに、もう専門に、その委員会の手足になつて動く事務局というものが必要なのではないかということをすいぶん言つたのです。果して今日に至つて、この事務局がないといふことが、やはり原子力委員会がやもするとどうも影が薄くなるといわれる一つの大いき理由になつてゐる。これはどうですか。大臣のお考えも、私は一つのお考えには違ひないと思う。この原子力懇談会というようなもので、外堀の方から固めていくという考え方も、一つの構想には違ひないと思うが、とにかくそういうものを作る前に、原子力委員会といふものが、すでにこうやってはつきりした法律に基いて作られているのです。しかも、それが原子力政策に対する審議するばかりでなしに、国家の最高方針の決定権まで持つてゐるわけですから、ます外の側の方のことを考えられるよりも、このすでにできている原子力委員会そのものの拡充強化ということをまずお考えになるのが、私は順序じやないかと思う。今のような形のままで、原子力委員会は、そのまままま殺しのよなことにして放つておいて、そうして外堀の方ばかり力を入れられると、これは全く原子力政策というものが混乱してしまうね。それがあるのじやないか、しかも、原子力懇談会なんというものは、なるほど一つの行き方ではあるかもしけぬが、別に法的な根拠を持つわけではないし、責任権限がはつきりしているわ

○國務大臣(宇田耕一君) 原子力懇談会を恒久的に置いて、それを事實上の行政運用の便宜的手段に使おうといふ、それまでには考えておりません。とりあえず、当面の処置をするのにこないう考へ方はどうだろう。そういう意味で、これを立法化して、たとえば審議会のようなものにこれを育てていくかどうか、そこまでは深く考へておりません。当面の処置として、原子力委員会の設置法によると、それ自身が一つの意味を持たれておりますが、外交関係では、総理大臣を通じて外務省を使うとか、あるいは大学における研究機関につきましては、文部大臣を通じて、大学におけるそれぞれの講座を通じて、原子力計画に参加せしめるとか、いろいろな各省にわたる行政措置が必要とするような委員会は企画立案がありますから、そういう点からいって、当初考へられた原子力委員会といふそのものの権限、そうしてそれに付随するところの下部組織の作り方といふものは、科学技術庁とどういうふうに組み合すかということになると、懇談会でこれがうまくいくとはどうしても考へておりません。懇談会といふのは、要するに、私が行政長官として、科学技術庁長官として、現実の問題を自分が行政措置をする場合に、こないうものがあつた方が便宜だと、こう考へたわけでありまして、原子力委員会そのものとして、原子力の委員長として、これをどうこうしようといふことから出発してきたわけじゃありません。それで、原子力委員会としては、一番希望する点は、何といつて

も、立法院と原子力委員会とがどういうふうにうまく話し合いをしていくかということが、条約問題あるいはただいま提案しているいろいろの関係法規の立法院への理解を深める意味では必要と考えております。それで、行政府としては、何しろ、ざっくりはんに内輪を申し上げますと、原子力の研究所があります。あるいは燃料公社があります。最近、この法律が通りますと、放射線の障害防止等の法律が通りますと、防止に関するそれぞれの技術官を指揮いたしまして、工場その他の施設についての保護対策を取り入れる必要がありますが、それに必要な人員、監督教育ということになりますと、相当複雑な行政措置が起ると思っております。そういうふうな一連のものは、実は科学技術庁で、原子力局を通じて執行責任を負っていかなければならぬわけでありまして、そういうふうな面を原子力委員会に直属せしめないといふ、科学技術庁設置法に期待をしておる点も、一つそれは、外務省が外交、あるいは文部省が文教政策を期待されておるのと一連の考え方じゃないかと思うのです。そこに、原子力委員会の設置法と科学技術庁の設置法との境が生れてくるのではないかということについては、もっとこれは、何しろまだきて一年そこそこのですから、運営の仕方をもつて味で、これをうまくどういうふうに運営していくかということについては、まあ理解しております。そういう意味で、これをうまくどううに運営していくかということについては、うに考えまして、自分自身としては、懇談会というようなことはどうだろうか、原子力委員会の諸君の中にも、懇談会というものは原子力委員会の問題で

なくて、科学技術庁としてそれを考
るかどうかという質問がずいぶんあり
まして、それはもちろん、科学技術庁
の長官としての自分の考え方である。
執行部で執行していく場合に、もとの
企画した諸君の考え方とも食い違つ
ちゃいかぬ、そういうことのないよう
にしたい。それについては、裏づけ
の、法を作った立法責任者の、立法府
の幹部の諸君とも話をし、そうして、
三つの考え方方が渾然一体となるよう
に、科学技術庁長官としては配慮して
いきたいと思います。そういうことが
根本であつたわけあります。

○秋山長造君 その点がきわめてあい
まいだと思うのです。大臣の今のお話
によりますと、原子力の問題に対する
最高方針というものは、あくまで原子
力委員会がきめる。原子力懇談会なるも
のは、その原子力委員会できまつたこ
とを、大臣が長官として実施していく
場合のいろいろなこの問題についての
意見を聞くのだと、こういうお話です
ね。それからまた、原子力局について
も、原子力局は原子力委員会できまつ
た最高方針を大臣が科学技術庁の長
官として実施していかれる場合の、そ
行政面についての手足になるのだ、こ
ういうお話をなんです。それはもうその
通り、大臣がおっしゃる通りなら、こ
れはある程度理解できる。ある程度理
解できるのだけれども、どうも原子力
委員会そのものが手足を持たないとい
うことが一つと、それから、今まで財
界なりあるいは国会に非公式にあつた
原子力合同委員会ですか、こういうよ
うないいろいろな方面から事実上やつぱ
りもう押しまくられているのです。そ
ういうものが、原子力委員会できめら

れた方針を実施に移される場合に、いろいろ意見を言つたり何をしたりといふことではなくて、どうももうそこらへで、原子力委員会が本来やるべきことがもうきまってしまつて、原子力委員会といふものは、いわゆるたな上げになつたような形が見えるのです。それから、原子力局にしても、私は同じだと思う。今、大臣のおっしゃるようには、原子力委員会できました方針を大臣が長官として実行に移される場合に、その手足として忠実に働いていくにとどまらないで、やはり何といつても行政をやる場合は、事務局を握つた者がなかなか一番強いので、ですから、事實上、だから、むしろ逆に、原子力局の佐々木さんの手もとあたりで、いろいろ本来原子力委員会でやられるべきことがこの事実上相談ができる、そしてかえつて原子力委員会をつんばさじきに置かれておる、あとから事後承諾というような格好になつておる点が私は多少ともあるのではないかと思う。それでなければ、原子力委員会といふものが、今大臣のおっしゃる通りに、また法律で書いてある通りに、健全に運営されているのだつたら、どうも原子力委員会が影が薄いとか、いろんな陰の方の力によって押しまくられているとか、そういうような批判が今日ほど急激に起つてくるはずはないと思うのですよ、だから私は、原子力委員会そのものに欠陥があるか、法律的な欠陥があるか、あるいはこの機構的な欠陥があるか、事務的な欠陥があるか、どういう欠陥があるか知らぬけれども、原子力委員会そのものに欠陥があるか、でなければ、宇田長官がやっておられる科学技術庁

の中に、運営その他について私は今後允當があるかという「行き過ぎ」がある、「行き足らぬ」がある、「何かそういう欠陥があるに違いない」と思うのです。その点をはつきりしないで、その点は今のままでにしておいて、そして新しく、何か政策策、権限のはつきりしない懇談会というようなものを作られても、かえって私は、ますます日本の原子力政策といふものは混乱していくのではないか、こういう疑問を持つのです。だから、先ほどもお尋ねしましたように、原子力委員会というものの方といふものは、このままいいのか、今日これだけ批判を受けておるにもかかわらず、このままではおつておかれののか、それとも原子力委員会というものを、今後大臣の構想として、どううにしたらいとお考へになるか、その点についての具体的な方針をお尋ねをしておる。これは、新聞なんかにもいろいろ推測的な記事が出ておりますけれども、しかし、これは非常に重要な問題で、特に今後は、アメリカあるいはイギリス、カナダ、大臣の構想によれば、ソ連圏等に至るまで動力協定を結ぶというような構想を持っておられるようですが、そうなると、なおさらこれは、この点のタテリをはつきりしておかないと、非常に今後混乱していくのではないかという懸念を持たざるを得ない。原子力委員会をどうされることは、今までいいのかどうかといふこと、これは、率直な一つ大臣のお考へを承わっておきたいと思います。それ

で、委員会の性格としては、国家公安委員会のように、直接、委員会が決定執行の責任の持てるような行政委員会であれば、これは委員会に執行機関がついておりますから、その委員会としては、一つの行政体そのものであるわけではありませんが、この原子力委員会に関しても、する限りは、その形をとらずに、行政体の決定それ自身が行政執行の能力を持つたない特別な委員会である。ここに一つの法律上——同じ委員会であっても、行政執行体としては特別な形の性格を持つたものである、こういうふうに私は考えます。そして、総理がその決定を尊重するという法律内容になっております。従つて、総理府のブレーンとして、これは総理府のブレーンとして、民主的運営を期待する特殊機関である。そして、その決定は、総理が尊重しながら、総理府の科学技術室を通じて執行せしむる行政執行はそういうふうな形態をとつておるのであります。こういう形になつております。非常に運営がうまくいけば、これは民主、公開、自主の原則を具体的な行政面に盛るためにには、おもしろいといつてはおかしいのですが、運営が妙を得れば、非常な能力を發揮するものと、こう考えております。また、との国家公安委員会のような形を持つていいかないということの意義は非常にそこに生まれておる、こういうふうに思つております。ただ、行政の長官としての、科学技术庁長官として、総理のブレーンとして原子力委員会にも関係しておる、こういうことになりますから、そこで、それをうまくはかっていくのにはどうしたらいいか、委員会の中に懇親会を設けるということは、今私は考

えておりません。行政長官として、政府と行政府そして委員会という性格と、この三つのものを、たんだと具体的に環境が行政措置を、決定を必要とする段階が大きくなっていますが、そういう意味では、行政長官としてその間のあっせんをうまくしなくてはならない、法律の期待しているところが、運営が非常にむずかしいが、運営をうまくやれば、これはよくいくもんだと思っております。法律の立て方としては、非常に特殊なことは立て方である。運営が非常にむずかしいが、運営をうまくやれば、これで、衆議院の中で合同委員会といふことがありますけれども、合同委員会というのは、これは私的なものであつて、公的なものではありませんから、それにわれわれ原子力委員会または民間団体を参加せしめて、そして一つの特別な形態を、立法府と合同で新しい別のシンミニティを作るというふうなことは全然考えておりません。立法府は立法院、行政府は行政府、原子力委員会は原子力委員会として、それぞれの本来の性格を十分に發揮するよう、これを推進していくには、行政長官としては、特に立法府と委員会との間を円満にうまく理解が深まるよにいたしたい。それに、私の責任において懇談会を設けて、そして原子力委員会についての立法措置は、思いつきだけではないけれども、実際運営をしてみて、どういうふうに立法措置を運営が必要であるかということが必要であるのが必要であるかといふ法律で、非常に運営が困難であるとは思っておりません。ただ、できまして

一年そこそこの経過にかんがみまして、これを簡単にいじらない方がいい

理し直さなければならぬとは、考へておりません。

二十九日の閣議で、大臣がソ連との他との間にも原子力協定を結ぶ用意があ

じゃないかと思う。その点はどうお考えになりますか。

うことになりますと、自分たちとしては、原子力委員会の中でこの点は

い。簡単にこれを改廃をするというふうなことに持つていかずには、やはり一種の慣習的な環境の上に円満な立法措置を考える、あるいは運営の円満をはかっていくのがよろしいのじゃないか、こういうふうに思っておきます。

○秋山長造君 そういたしますと、十二
臣としては、まだ一年をこそこしたつた
ていないものだから、今これを改組す
るとか何とかいうことよりも、やはり現
在のままの形で、あくまでこれを執道者
に乗せていく、尊重し、また、育成とし

るというようなことをおっしゃつた。
しかも、そういうことについても、事
前に原子力委員会で何らの御相談がな
くて、あとから原子力委員会の方へ釈
明をされて、事後承諾を求められたと
いうようなことを新聞でこれは拝見し

○國務大臣(宇田薪一君) 原子力委員会の運営につきましては、実は法律によっておりません。というのは、原子力委員会は三つあります。いなかつたら会議は開くことができないといふことは、何も決定はできないということ

うか、この点はどうかということをう一ぺん念を押したいことがあります。そういうわけで、原子力委員会急に開いてもらいたいと思つたところが、ちょうど折から常任の委員の諸がいない。こういうことであつて、

○秋山謙造君 それでは、もう少し端的にお伺いしますが、そうすると、大臣は、原子力委員会のあり方というものは、これはもう今までやっていく、そして別に、当面これを法律改正して強化をする、あるいは機構を改正してどうするとか、あるいは事務局をもつと整理するとかいうようなお考え

う言葉はちょっと適当でないか、とにかく育成していく、あくまで原子力委員会というものをもつて日本の原子力計画のやはり最高の責任を持つた機関として推進していく、こういうお考えを承わってよろしくうござりますか。

ているんです。そういうようなことがちよいちよいあるものですから、どうもただいまの國務大臣の、原子力委員会はあくまで中心にし、これを尊重してやっていくんだということとは、實際やっておられることが多少食い違う場合があったのじゃないか。これは、乍牢の原子力委員会の発足早々から、

になっておるのであります。従つて、ただいまお話をありました三月二十九日に私はが発言をしたことが非常に問題になつたというは、事前に打ち合せができるなかつたのです。それは委員が旅行をして、いなかつた。従つて委員会が開けない、委員会が開けないのでですが、どうしても委員会にかねなければならない

うして四月の四日ごろまで帰れない
いうような特殊事情があつたわけ
です。従つて緊急に話の十分できな
ままで自分の考え方を決定をし、そ
して条約関係のことでありますから、
会の日程等もありまして、それで問
点についてこういうふうに考えるの
といふことは自分で、あらかじめ話

は全然ないわけですね。

○秋山長造君 大臣がそういうようなお考へで、原子力委員会の運営に当たっておられるにかかわらず、最初から漏洩が繰り返してお尋ねしているように、原子力委員会と、いろいろのついて、

前の正方國務大臣についてもあったことなんです。われわれこの委員会で、この法案についてお尋ねするときには、ただいま宇田國務大臣がおっしゃるのと同じようて、あくまでこれはも

ぬ事項がありました。というのは、国連憲章関係の、国際連合の原子力機関及び国連の原子力機関の中で決定を必要としておりますところの国連のアグリーメントの草案が外務委員会

してありましたけれども、あらためて話す機会を次の原子力委員会の開かれる時期まで延ばして、あとから了解を求めるという応急処置はとりました。そういうようなわけで、三人でな

律にも明示してありますように、庶務についてでは、原子力委員会の庶務問題を整理しなければなりません責任があります。庶務とは何ぞやということになつて参りますが、庶務というと、企画といい、調査といい、そういうものが当然含まれてくるところの広義の庶務と思つております。従つて、それに必要な人員はあらかじめ予算でもつて準備してある。また、それのかかつておるものをおもに原子力局の内部に置いて、特に原子力委員会の基本計画とか、あるいは調査決定等に必要な庶務を掌理させるために、何人かを特別にその専門に使う、そういう内部措置はとつておられます。それをあらためて立法措置をもつて、原子力委員会に局を設けて、ただいまから別の機構にこれを整

いろいろな疑問なり批判なりが出て、いろいろなことになりますと、私はやはり大臣がそういうように原子力委員会の運営を中心にして、そういうものをあくまで中心にして、うしてこれを尊重しながらやっていくべきではないか。たとえば、大臣がやられることは、原子力委員会の委員長としてふさわしくないようなことが間々あるのではないか。たとえば、これはまあ新聞で承知するところのように、この二月一日に、いわゆる宇田橋構想という、三百万キロワット原子力発電というようなことがいきなりばつと報道される。で、原子力委員会あなたがいりではびっくりして、それはどういうわけだということで、あとから説明が聞かなければならぬというようなこと、あるいはまた、せんだっての三百

うこの委員会中心主義でやつていくん
だ、委員長だからといって、勝手なこ
とは絶対に言つたりやつたりはしない
んだということを言っておられながら
ら、この法律が通つてしまふと、じき
に間もなく、今度は五ヵ年以内に原子
力発電をやるんだとか、アメリカと動
力協定を結ぶんだとかいういわゆる正
力構想を汽車の中で発表されて、そう
して、発足早々の原子力委員会で大問
題になつて、あわててまたそれを取り
消されるというよなことがあつたん
ですがね。私は、やはりこういうこと
が原子力委員長をやつておられる正力
さんや、宇田さんにあるから、そうい
うことが、そもそも原子力委員会とい
うもののかなえの軽重を問われるよう
なことになる私は一つの大きい原因

ば原子力委員会が開催できない、もの決定ができない、こういう前提がありましたから、それに対する手を今後どうするかということは、なきめておかなければならぬ。こういふうに思う点があるのです。
それから、もう一つだいまお話をありました三百万キロワットの問題は、これは新しい経済計画を立てる場合の問題であって、日本のエネルギーとしては昭和三十五年末に八百四十キロワットくらいの送電を必要とする。その中で火力が六〇%を占める。火力が六〇%占めるということは、石油を買わなければならぬ、石油を掘らなければならぬ、消耗せねばならぬ、そういうものはなるべく国策として別に温存をしておきたい

のであるから、それにかわるものとして、少くとも半分ぐらいのものは原子力でもつてまかなかったらよろしいのじゃないか。経済計画としてはそういうものを当然織り込んでいきたいのだが、しかし、それだけのことをやるために、石川ミッショソの報告にもあるように、第二回目のミッショソをして、そして日本としてはほんとうに原子力発電に必要な、どういう形態のものをいつどれくらいの輸入が可能であるかというとを、決定あるいは調査を完了しなければ、何とも言えないであろう。特に地震であるとかそういうような特殊な事情ははらんでおる日本としては、なかなか困難なことがある。しかし経済企画庁の経済五カ年計画の中で見てみると、エネルギーとしては火力発電の半分ぐらいのものを、この原子力エネルギーでまかなかったら、港湾政策にしても、輸送政策あるいは船舶の建造政策からいつても、非常にまた新しい力が日本で生まれるのであろう。そういう話は、経済企画庁で記者会見のときに、ファイブ・イヤー・プランの中で最もわれわれが原子力といふ大きなエネルギーに期待するものはどういうものである。火力発電の機械をアメリカで買うよりも、原子力の機械を別の機会に買うならば、日本で作って、そうして原子力エネルギーを昭和三十五年末の数字だけを見てみても、この火力発電に期待するものの半分ぐらいのものは、日本の技術と実力でカバーできないだろか、こういう話はいたしました。それを記者諸君が取り上げまして、宇田構想というので発表はいたしておりますけれども、それと原子力委員会の決定、執行中の

の、あるいは企画中のものとは、これは問題が別でございます。原子力委員会としては、石川報告を一月十七日に受けまして、それをもとにして第二回目の調査団をイギリスないしアメリカへ送り出そうじゃないか、送り出すときの問題点は地震に対する対策、経済性に対する検討を加える、そういうふうなことでありますて、原子力委員会の考えていること、決定していることと、経済計画の中のエネルギーの中に原子力エネルギーが将来どれくらいのウェートを持つかということの発表の数字とは、これは一緒に組み合していくべきものではなくて、それは全然別の機会に別の所で発表いたした問題でありますから、それが一緒に組み合せられて二月の一日に発表になつたといふことがあります。これは発表の仕方としては、別の機会に別の場で一つの総合した表現になつているわけでありまして、その点は誤解のないようにしていただきたいと思っております。

次長から外務省とか大蔵省の次官にあって、閣議の了承を得たのだとおっしゃった内容を公文書で連絡をされ、それもまたあとから取り消すといふような、きわめてぶざまなことになって、そうして不在だった委員の事後了承というような形になつたよう新聞では拝見しておるのであります。こういうところに、これは緊急の場合とは言いながら、やっぱりこの原子力委員会といふものに対する、これは大臣のお考え方というものが、私は少し慎重さを欠いておつたのじゃないかということがまず一つ。

の法律に非常に欠陥があるとは思つております。ただ、五人の内で三人が出席しなければ開けない、こういう決定の基本条件があります。基本条件が五人の中で三人いなければ決定できないということことは、民主公開の原則からいつて、これは当然となるだらうと思いますけれども、ただ、それが委員が旅行等を行なつておる場合に、そのあとで、たとえば国会開会中ににおいて、外国から条約等の問題について判断を急に求めてこられた場合に、旅行者があつた場合に、それを委員会で諮つて、三人いなければ民主公開の原則から、これを決定できないという条件があります。そういうときに三人の決定を待つ時期をあとにして、われわれが事後報告で承認を求めるべきならぬ事態があつた、それは法律の建前が悪いとは思いません。法律の建前が悪いとは思いませんが、ただそういう場合に、それをすみやかに決定できるような方法はどういうふうにすればいいだろうか、それは考えなければならぬ、こう思つております。そういうことでござります。それが一つ。

それからもう一つは、閣議の問題は、科学技術庁の長官としては国連憲章等について、法律を国会に提出するということでありましたから、その中に列記されているところの各国の名前を見てみると、ソビエトや何かも含まれております。従つて国連憲章等につきまして、国連の原子力機構等につき、また国連の原子力機構の中でいろいろの取りきめをするむずかしい内容がたくさんありましたが、それを果してこなすことを行つて、あの条約を執行していく場合に、各国とよく話

くさん含まれておる。そういう場合に、われわれは外務省を通じて米、英、カナダあるいはその他の国、特に共産圏の各国とどういうふうにこれは話をするか、接触をしていくかということは、外務省を通じて十分にわれわれは報告を求めるものであります。そして原子力委員会ないし国連憲章の審議に入るときに、政府としてあるいは科学技術庁の長官として、原子力委員長としては、十分な自分たちは情報を持ち、そして原案についての判断を的確にする、情勢の変化に応じて変つて参ることがありますから、そういう点等については、もちろんソビエトとも出先のものを通じて話を――ササンディングというのですか、打診といふのですか、そういうことをする必要がある。それで、そういうことについては、外務省を通じて、それをどういうふうにやっていくかということの判断を求めたらどうだらう、こういうことです。それは閣議の了解事項ではなくて、閣議の報告事項といいますか、そういうことを申したわけであります。それについて外務省の判断も聞かしてほしいということを言ったわけであります。そうして、その次の閣議のときには、外務省としては、こういう問題についてはどう考える、こういう問題についてはどう考える、こういう問題についてはどう考えるといふふうに、詳細のことは別といたしまして、そういうふうな報告がありまして、その一部を官房長官を通じて発表する、こういうふうになつたわけでござります。

ります。それに対して、外務省はどう考えるのだということをあわせて要求いたしてあります。が、次の機会に外務省はこう考える。この問題はこうしてほしい、こういうことをついての意見がありました。それをあらためて官房長官から発表する、こういうわけでございまして、その間にこっちが非常に意見の食い違いがあつたとか、閣議で了解しておつたものがひつなり返つたとか、そういう意味のものではあります。

○秋山長造君 その閣議のいきさつについては、私別にそれ以上は根掘り葉掘りお聞きしたいとも思いませんけれども、私のお尋ねしたいのは、大臣の談話の中に、ソ連圏を含む各国とも原子力協定の締結の可能性について打診する、こういうようなことが含まれておる。そのこと自体は私は悪いと言つておるのぢやない。私はけつこうだと思ふのです。これは民主、自主、公開という三原則から考えましても、特定の一国とだけを相手にしていくといふことは非常にこの三原則から見ておもしろくない。だからいろいろな国、いろいろな立場の国と同じように協定を結んでいく、あるいは何らかの接触を保つていかれるという構想は、私はけつこうだと思うのです。ただしかし、いざれにしてもこれはやはり日本政府の上からいつて、きわめて重大な国策の決定なんですか、だから、これがいかに科学技術庁長官としての一つのまあ考え方というものをただ発表したにすぎないとしても、やはり同時に原子力委員会委員長という重大な責任を持っておられるわけですから、事の性質上、やはり原子力委員

会というものがそのときすぐ開けなければ、これは大体毎週一回は定期的にいたしておつたものがひつなり返つたとか、そういう意味のものではありません。

○秋山長造君 その閣議のいきさつについては、私別にそれ以上は根掘り葉掘りお聞きしたいとも思つておつたものがひつなり返つたとか、そういう意味のものではありません。

また別なこまを持つておられるやにも聞いておるのですが、これらの点についてお伺いしたい。

○秋山長造君 湯川博士は、最高度の意昧においての学会代表という形で、ほんのちょっとの間ですから、お待ちになつて、そうしてこの原子力委員会で十分検討された上で、権威を持ったやはり御発言をなさるというこ

との方が、私は大臣の御発言としても適当だらうと思うし、それからまた、お待ちになつて、そうしてこの原子力委員会で十分検討された上で、権威を持ったやはり御発言をなさるというこ

との方方がいいじやないかといふことを申し上げますが、原子力委員会といふものの存在をやはり重からしめるゆえんじやないかといふことを申し上げるわけです。

それから次に移りますが、原子力委員会といふものの存在をやはり重からしめるゆえんじやないかといふことを申し上げるわけです。

○秋山長造君 湯川博士が、ほんのちょっとの間ですから、お待ちになつて、そうしてこの原子力委員会で十分検討された上で、権威を持ったやはり御発言をなさるというこ

する問題は、どうしても技術的に解決しなければいかぬ問題が多いのですから、当然技術関係の者がこれに参加をしていかなければならぬものと、こういうふうに思つております。ただ、技術関係の諸君を参加させ場合に、簡単に申しますと、物理関係の者がいいのか、化学関係がいいのか、あるいは工学関係がいいのか、あるいは地質学関係の者がいいのか、いろいろの角度から学界の期待もあるよう思つわけです。それで、湯川博士あるいは藤川博士は、それぞれ物理学界の権威であるのですが、物理学界だけなしに、ほかの学界の権威者をも考へてはどうかとも言つておる点もあります。また、地区的に申しまして、関東だけではなく、関西方面からの方々の権威のある者を求めて、そうして日本全国を広くながめる考え方を入れておいたらどうかという御意見もあります。いろいろの立場々々での主張、御意見があります。従つて、私といたしましては、ただいま申されたような、財界の圧力によつてこの人事を歪曲するということになつてはいかぬ、私はそれは当然と思ひます。思ひますが、ただ、どういう人事を期待するかということについて、各方面の御意見を承わつてみると、それぞれの違う角度の御意見があるように思われますから、その点については、なほよく考えてみたい。こういうふうに思つております。

単に申すと学術会議の茅さんが外國に行つて、今、日本にいないのです。十五、六日ころに帰られるということを聞いております。従つて、われわれはできるだけの団体の責任者に話をすると、ということはしなければならぬと思つておりますが、そういうこととからみておりますが、そういうこととからみ合せまして、いつ決定するといふことは、ちょっと申し上げかねると思ひます。

○国務大臣(宇田耕一君) はり事が事だけに学術会議の建議長あたりの御意見は特に尊重して人選をしたい。こういうお考えですか。

○秋山長造君 当然そういうことは重要な要素の一つと考えておられます。

のこととちよつとお尋ねしたいのです
が、最初この基本法と設置法ができた
とき、同時に原子力研究所、あるいは

日本燃料公社、こういうものができた
わけですね。この原子力研究所がで
き、また燃料公社ができるゆえんは、

やはり先ほど申し上げましたように、日本の原子力の開発は、まず基礎研究を十分やる。その上に専門家よりから

を十分やる。その上に専門家なりある
いは技術者というものの養成を十分に
やって、しかる後にこの実用化、動力

化という段階を踏んでいこうということで、その第一段階の基礎研究あるいはまた日本の力で自主的な基礎研究、

あるいは自主的な技術者、専門家の養成ということに特に重点を置くという趣旨から、原子力研究所、あるいは日本燃

料公社」というものが私はできたと思うのです。ところが先般の参議院の予算委員会の公聴会で原子力研究所の安川理事長が公述人に出られて、その原子力

の問題についていろいろ発言をされたのを私聞いたのですが、安川理事長の発言されたところによりますと、どう

も政府といふか宇田国務大臣といふか
知らぬが、とにかく最近の原子力問題
についての動きは、最初、段階を踏ん
が、国産炉の建造に当面全力をあげよ
うという当初の方針は、今日はくずれ
たのではないかと思うのですが。国産

で手堅くやるというやり方が、途中からばやけてしまつて、もう今度は基礎研究だとか、専門家、技術者の国内自らの築造といふような問題、あるいはウラン鉱をあっちこち掘つておりますね。ウラン鉱の冶金技術などといふよう

給という考え方方はそっとしておいて、
そうしていきなり大規模な動力炉を入
れて、すぐそいで電気化に飛躍つこう
なことについて、どの程度原子力委員
会、あるいは政府として、力を入れ、
各々をきいてるつもりですか。それう

たうような傾向が非常に強い。そのため、原子力研究所等の存在意義について、どうぞお伺いしたい。

うものかはなはだ怪しくなってきた。所の体制を従前の計画よりもつとめにし、そういうやり方は間違いであつて、まだまだ日本のこと当分の見変つたものにしよう、そういうことは別に考えておるわけではありません。

通としては、いきなり動力炉あたり飛びつく段階ではない。あくまで基礎研究に重点を置き、もつとまじめなところではあります。しかし、現に予算が決まりました。燃料公社に対する当初の期待も、われわれはちつとも後退せしめるという考えはありませんし、現に予算が決まりました。

な、じみちな努力をしなければだめだ
というような、いろいろ詳しく述べが
あつたのですが、この点は、いわゆる
は国会で承認をされましたから、それ
の執行に入つておりますので、その点
につきまして、予算を取り巻いて当局

宇田構想等とあれこれ対照してみますと、だいぶ宇田国務大臣なんかのお考の計画を変更しようなんということは全然ありますから……。期待された

が、この点はどのようにお考えになりますか。最初の考え方では今の東海村を通じて、国会の予算を終了した範囲での国費の使用については、その通りの計画をもって推進をするに変りはない

に作つておる原子炉なんかにしても、あくまでこれは国産原子炉を作るための実験炉としてあれを作らうというこ

とで始めたことなんですね。ところが、その第一号の原子炉がまだできもしない前に、もうそこらを飛び越してしまったのが強いのと、国際環境がスピードアップされて需要に合うような傾

まつて、いきなり今度は大規模な動力炉を入れようということが業界でもすばん問題となり、まだドリスラ・アメ向が顕著になつて参つております。それで発電用の炉をどうするということだけではなくて、どう貢献するか問題があつた。

争をやる。そうしてそれに宇田国務大
臣からも日本へさんざん売り込み競
争をやる。あるいは生活面、国民経済全般に導入

がよろしい、こういうような考え方と
にらみ合せてみますと、われわれは一つ
の新しいリアクターについての考え方方と
は、やはり火力発電に対する設備を見
てみましても、もつと広い幅の考え方と
を持たざるを得ないことも起るのじゃ
ないか。しかし、そういうことが国産
炉の進歩、発展、企画というものを阻
害するものであつてはいけない。国の
政策としては、あくまでも国産炉第一
主義でいくべきである、こう考えてお
ります。

火力発電に限らず、オートメーションでも、これほどまでに技術の革新といつて、やかましく言っているのは、ほとんど外國から入れているのですね。ちつとも日本企業自身が自分で金をつぎ込み、自分で苦労して技術の革新をやるうとはしないで、何でもかんでも外國ででき上ったものをすばっと入れてもすきにつくという傾向が非常に強い。ですから、雇用問題でも、大臣いな予算委員会等で質問を受けておられましたように、本来いえは、技術の革新が外國でやつたら必ずしも雇用がそれによつて減るというものじゃない。むろんそれが、それに飛びつくものですから、けれども、日本の場合は、もう外國ででき上つたものばかりすぐすばと入れることにならないで、減る面、マニアスの面ばかりが食つついてきておられる。そういう点はよほど事の順序がおかれて、長官は企画庁の長官もやっておられ、また技術庁の長官、原子力委員会委員長もやっておられる。だから、これはよほど総合的にこういううちは考えてやってもらわないと、これは非常な禍根を残すと思う。おそらくこれが今度国会へ原子炉期成法案、これを出しになるということを聞いておるのですが、それらの点について、長官の方針を伺いたいし、それからこの期成法案というのを、いつお出しになるのかとか、いうこともうついでにお伺いしておきたい。

○國務大臣(宇田新一君) 期成法案は、ごらん願えばよくわかるのですが、ただいま申されたようなことは、当然それに織り込まれてあります。そして期成法案につきましては、これらの関係省が非常に関係が深い面が多いのであります。ただいま法制局へ回つて、その間の各省の希望を盛りながら、行政を一本の行政に持っていくよう立法をしておりまして、それが出るのが、来週の終りごろに国会に出せる運びとなつております。

○委員長(龜田得治君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(龜田得治君) 速記をつけとて。

○秋山長造君 それじゃ、もうさわめて端的にお伺いしますが、大臣、国会が済みましたら、アメリカへの原子力の問題をひつきさて行かれるということを聞いておるのでですが、大体この目的は、先般來問題になつておる動力協定ですね、動力協定をやはり結ぶという目的で渡米なさるんでしょうか、その点……。

○國務大臣(宇田新一君) 実はこの問題ではアメリカで五月の十三日から日本での原子力会議があります。それから東南アジアからも人を迎えるのですが、その意味で向うから、今度は終つたあとで向うのAECとそれから民間の団体、そこから招待状を受けております。人をこっちへ呼んで来てもらつて、そなうしてこっちは向うに呼ばれたと、こういうことになつております。自身は向うのAECの、あるいは民間の団体の求めに応じて……。向うからこっちへ来もらつたのですか

ら、こっちとしては、そういう向うの招待に応じたい、こういうふうに考えております。そのときに、動力協定の問題を積極的に突っ込んでやれるだけの日数があるかどうか、まだそこまでやらなければならぬものかどうか、私ここまで考えておりません。
○秋山長造君　そうすると、向うの原子力事情を観察されるというぐらいなことで、特定の目的を持って行かれるのではないというように了承してよろしくどうぞいます。
○國務大臣(宇田耕一君)　さようでございます。
○秋山長造君　ただ、先般来のあの実験協定の改訂交渉ですね、あれのいきさつをずっと考えておりますと、結局アメリカ側としては、やはり一日も早く動力協定を結びたい、こういう気持ちのようにうかがえるのですね。そこで、大臣がアメリカへ行かれるといふと、これはアメリカ側としては顧みてないチャансということに私はなるだらうと思うのですがね。特に現在は原子力委員会でも、イギリスから動力炉を入れるというような話がかなり進んでおるよう承わっておるので、が、そうなりますと、アメリカもこれに負けてはいかぬという気持が起つてくるのも当然でしょうし、非常にこれが急いでいるというか、あせつていてるのじゃないかと思うのです。そこで、この際は、この実験協定の交渉も、大臣は一応これは打ち切つて、そうして細目協定の方へ切りかえられたということですが、この細目協定に切りかえるということを、アメリカ側が了承されたということは、その次の段階として、一気に動力協定へ持っていくと

いう含みがあるのではないかという気がするのです。だから、大臣が行かれた場合、いきなり日本にとつて相当きつい協定を押しつけられるというか、のまされるというようなおそれがあるのじゃないかと思うのですが、そこらの点は一つはつきりしておいていただかないといふことは、やはり大臣のアメリカ行きということは、相当私はいろいろな結果が予想されるので、一つそれらの点。それからいつごろアメリカへおいでになるかということとも聞いておきたいのです。

それから、ついでにもう一点お尋ねしたいことは、宇治の研究用原子炉の設置問題ですね、これが御承知のように地元で相当もめて、いまだにきまつておらない。早晚、これは原子力委員会として、いずれかにおきめにならなければならぬ事態だと思うのです。この問題をどういうようすに大臣対処されるおつもりであるか。この二点を一つお伺いしたいと思います。

○國務大臣(宇田耕一君) アメリカに行きますのは、日米合同会議、それから東南アジアから六十人が参りまするから、そういう諸君を迎えて、東京で将来の原子力に対するいろいろな考え方を打ち合せをし、あるいは会議をする、こういうわけでありますから、外國からお客様をお迎えておいて、その諸君が帰るというときまでは、われわれは礼儀としておらなければならぬと、こういうふうに思つておりますから、国会が終つたあと、何日それにかかるかということにつきましては、はつきりしたスケジュールが決定できぬ点がありますから、そのあとで向うに招かれていくということになろう

かと思います。そういう点につきましては、なお向うとの連絡等もありますから、日程の決定に至つております。一方、総理大臣の渡米もありますから、その日程の前後、どちらがいいのかということも從つて付隨して起りますが、せぬかということも……。

○秋山長造君 一緒ということはあるませんか。

○國務大臣(宇田耕一君) 必ずしも一緒にあります。一緒に行けるかどうかわからいません。

用意を欠き、まだ、右許、認可の際、建設、運輸両省当局より発した通達及び同会社より提出の念書等も正倉院御物保護の上において、遺憾の点あることを、ここに指摘せざるを得ない。

当委員会は、これら各行政庁が、この際、文化財保護の趣旨の認識を新たにし、路線の変更等、正倉院御物保存の上に、万遺憾なきよう、行政運営の面において、十分に配慮されんことを強く要望する。

次に、この決議の案文の趣旨弁明をいたしましたと存じます。

まず沿革であります。問題の正倉院裏の鏡光道路は、史跡指定地域内を通っている長さ四キロ、幅五メートルのものであります。日本肥鉄土開発株式会社が昭和二十六年末、無免許で開設いたしたものであります。従つて、この道路は道路運送法の免許もなく、史跡指定地域内の現状変更の認可も文化財保護委員会からは受けておらず、無断勝手に施行したものであります。

次に、文化財保護委員会の態度について申し上げたいと存じますが、その後昭和二十八年十月に至って、文化財保護委員会が史跡の現状変更に気づきまして、その認可申請の手続をなすべきことを会社に勧告し、自來幾多の経過を経て二十九年六月二十六日、その既設道路と知足院北方の約三百メートルの新設路線をわざと許可いたしましたのであります。その間、文化財保護委員会は、この無断で史跡の現状を変更したことに対しても、何ら文化財保護法の規定による处罚をいたしました。

次に、この決議の趣旨弁明をいたしましたと存じます。

まず沿革であります。問題の正倉院裏の鏡光道路は、史跡指定地域内を通っている長さ四キロ、幅五メートルのものであります。日本肥鉄土開発株式会社が昭和二十六年末、無免許で開設いたしたものであります。従つて、この道路は道路運送法の免許もなく、史跡指定地域内の現状変更の認可も文化財保護委員会からは受けておらず、無断勝手に施行したものであります。

次に、この決議の趣旨弁明をいたしましたと存じます。

まず沿革であります。問題の正倉院裏の鏡光道路は、史跡指定地域内を通っている長さ四キロ、幅五メートルのものであります。日本肥鉄土開発株式会社が昭和二十六年末、無免許で開設いたしたものであります。従つて、この道路は道路運送法の免許もなく、史跡指定地域内の現状変更の認可も文化財保護委員会からは受けておらず、無断勝手に施行したものであります。

まず沿革であります。問題の正倉院裏の鏡光道路は、史跡指定地域内を通っている長さ四キロ、幅五メートルのものであります。日本肥鉄土開発株式会社が昭和二十六年末、無免許で開設いたしたものであります。従つて、この道路は道路運送法の免許もなく、史跡指定地域内の現状変更の認可も文化財保護委員会からは受けておらず、無断勝手に施行したものであります。

まず沿革であります。問題の正倉院裏の鏡光道路は、史跡指定地域内を通っている長さ四キロ、幅五メートルのものであります。日本肥鉄土開発株式会社が昭和二十六年末、無免許で開設いたしたものであります。従つて、この道路は道路運送法の免許もなく、史跡指定地域内の現状変更の認可も文化財保護委員会からは受けておらず、無断勝手に施行したものであります。

まず沿革であります。問題の正倉院裏の鏡光道路は、史跡指定地域内を通っている長さ四キロ、幅五メートルのものであります。日本肥鉄土開発株式会社が昭和二十六年末、無免許で開設いたしたものであります。従つて、この道路は道路運送法の免許もなく、史跡指定地域内の現状変更の認可も文化財保護委員会からは受けておらず、無断勝手に施行したものであります。

まず沿革であります。問題の正倉院裏の鏡光道路は、史跡指定地域内を通っている長さ四キロ、幅五メートルのものであります。日本肥鉄土開発株式会社が昭和二十六年末、無免許で開設いたしたものであります。従つて、この道路は道路運送法の免許もなく、史跡指定地域内の現状変更の認可も文化財保護委員会からは受けておらず、無断勝手に施行したものであります。

まず沿革であります。問題の正倉院裏の鏡光道路は、史跡指定地域内を通っている長さ四キロ、幅五メートルのものであります。日本肥鉄土開発株式会社が昭和二十六年末、無免許で開設いたしたものであります。従つて、この道路は道路運送法の免許もなく、史跡指定地域内の現状変更の認可も文化財保護委員会からは受けておらず、無断勝手に施行したものであります。

まず沿革であります。問題の正倉院裏の鏡光道路は、史跡指定地域内を通っている長さ四キロ、幅五メートルのものであります。日本肥鉄土開発株式会社が昭和二十六年末、無免許で開設いたしたものであります。従つて、この道路は道路運送法の免許もなく、史跡指定地域内の現状変更の認可も文化財保護委員会からは受けておらず、無断勝手に施行したものであります。

まず沿革であります。問題の正倉院裏の鏡光道路は、史跡指定地域内を通っている長さ四キロ、幅五メートルのものであります。日本肥鉄土開発株式会社が昭和二十六年末、無免許で開設いたしたものであります。従つて、この道路は道路運送法の免許もなく、史跡指定地域内の現状変更の認可も文化財保護委員会からは受けておらず、無断勝手に施行したものであります。

まず沿革であります。問題の正倉院裏の鏡光道路は、史跡指定地域内を通っている長さ四キロ、幅五メートルのものであります。日本肥鉄土開発株式会社が昭和二十六年末、無免許で開設いたしたものであります。従つて、この道路は道路運送法の免許もなく、史跡指定地域内の現状変更の認可も文化財保護委員会からは受けておらず、無断勝手に施行したものであります。

ないであります。

次に運輸、建設両省の態度について申し上げますが、運輸、建設両省は、昭和二十六年以来の無断道路開設を間に付し、かつ史跡現状変更道路であるにもかかわらず、文化財保護委員会に連絡をせず、昭和二十八年十一月十二日付で会社に対しまして自動車道營業の許可を与えておるのであります。

一方、文化財保護委員会の違法処置としては、史跡の現状変更には、特別

百メートルの路線は、法隆寺の管長が、

正倉院への影響をおそれて、土地売却の契約を解除したため、その使用困難になったので、正倉院東北のすみに連結する四百メートルの新道路を三十年三月竣工いたしました。この工事が大部

分でき上った後に、文化財保護委員

会へ史跡現状変更の申請がなされたのであります。一方、運輸、建設両省

も、この四百メートルの新道路認可に

ついても、再び文化財保護委員会には

何らの連絡もいたさなかったのであり

ます。

料に記載されているところであります

が、私が去る四月七日現状について寒

地調査したところによりまして、明

断で鏡光営業を旨んでおり、これは明

らかに道路運送法の違反であります。

が、これに対しても何らの罰則はとら

れなかつたのであります。さらに道路

運送法違反のことは、大仏殿裏へ通

じ、その後使用不能となつた路線につ

いても同様であるのであります。

一方、文化財保護委員会の違法処置としては、史跡の現状変更には、特別

百メートルの路線は、法隆寺の管長が、

正倉院への影響をおそれて、土地売却の契約を解除したため、その使用困難になったので、正倉院東北のすみに連結する四百メートルの新道路を三十年三月竣工いたしました。この工事が大部

分でき上った後に、文化財保護委員

会へ史跡現状変更の申請がなされたのであります。一方、運輸、建設両省

も、この四百メートルの新道路認可に

ついても、再び文化財保護委員会には

何らの連絡もいたさなかったのであり

ます。

しこうして、この四百メートルの新道路は、当初の路線に比較いたしました位置が高かつたために、より以上害が多いから、この道路のできないことを、さらに強く念願するとは、官内庁の三井書陵部長が衆議院の委員会において陳述いたしたところであります。

次に、違法行為の黙認のことについて申し上げますが、運輸、建設両省は、昭和三十年一月二十九日工事施行の認可をし、完成検査の合格指令書を出したのは同年の十月二十二日であり

ます。

次に、違法行為の黙認のことについて申し上げますが、運輸、建設両省

は、昭和三十年一月二十九日工事施行の認可をし、完成検査の合格指令書を

出したのは同年の十月二十二日であり

て審査をいたさなければならぬ場合
がふえて参つたわけでござります。と
ころが、神戸から伊丹へ参りますの
は、非常に回り道をいたさなければな
りませんので、むしろ大阪からすぐか
けつけた方が時間的にも早いというの
で、まあ能率向上の面から、伊丹空港
を大阪入国管理事務所の管轄区域にい
たしたい、かように考えておるわけで
ござります。

それで、法案の方でございますが、この法案の第一項は、これは、ただいま申し上げました伊丹空港を大阪管管理事務所の管轄とするための規定でござります。それから、その次の「別表十一中高松入国管理事務所」云々と、こうございります。それから、その次の広島入国管理事務所の所在地、管轄内容の規定、それから、その次の松江入国管理事務所の項を削って、そうして下関入国管理事務所の方の項で広島県、山口県を山口県に改めるということ、これは、広島入国管理事務所の新設に伴う措置を規定したものでござります。

それから、次の「別表十一中札幌入国管理事務所」云々という項は、これは、稚内と根室の新設を規定したものでございまして、それから、その次の「別表十一中仙台入国管理事務所」云々、この項は、これは酒田港の出張所の新設を規定したものでござります。それから、その次の「別表十一中東京入国管理事務所」云々、この項は、立川出張所の新設を規定いたしたものでござります。それから、「別表十一中名古屋入国管理事務所」云々と、この項は、敦賀港出張所の新設を規定いたしたものでございます。それから、その

次の「別表十一」中高松入国管理事務所の項を削り、「云々、これが二つに分れました理由は、もっぱら刑務所関係の改正の手続がおくれたということになりますが、何かやむを得ない事情があつたんだどうと察しますけれども、その点を一応御説明を願いたいと思います。

○ 説明員(下牧武君) これが二つに分れました理由は、もっぱら刑務所関係の改正の手續がおくれたということになります。そこでござります。その中に、このワクの入っております表のうちで、最後の「広島入国管理事務所松江出張所、松江市」とござります。この項は、從来の松江入国管理事務所を出張所に新設して存續せしめる、こういう趣旨で規定したものでござります。それから最後の項は、これは板付空港に出張所を新設する、こういう規定でござります。簡単でございますが、一応の御説明を終りたいと思います。

○ 委員長(龜田得治君) 本件に関して、御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○ 竹下豊次君 今承りますと、ほとんど事務の都合での改正案のようでありまして、その点につきましては、私はまあ大した疑惑も持たないであります。

ただ一つ、お尋ねしたいのですが、この法務省設置法の一部を改正する法律案というのが、ただいま御説明になりました法案のほかに、刑務所の関係の設置法改正案が出ておるわけであります。まあ一つの国会に、一つの省から二つの法案が別々に提出するということはあまり例がないのであります。大体一本にまとめてお出しになるのであります。ですが、何かやむを得ない事情があつたんだどうと察しますけれども、その点を一応御説明を願いたいと思います。

ございます。それで、内閣の方としましては、二月の二十六日までにこういう予算関係の法律は全部閣議を通じて、そうしてすぐ国会に出すこととして、統一をとつておったのでござりますが、刑務所の設置問題、これはまあ私の方の所管じゃございませんけれども、聞くところによりますると、豊多摩刑務所が今度軍の方から解放されまして、そして中野刑務所といたすと、その中野に中野刑務所として再開することについて、地元からも相当の反対もございましたし、政治的にいろいろ折衝するのに困難をきわめまして、とうていこの法案というものは、この時期までは間に合わないと、しかばん入管の方はどういたしましようかと言つたら、まあ一応、それじやむを得ないから、入管の方を先に出しておいて、そしてあとの方は、政治折衝に待つた上で決定すると、こういう含みでもつて、私の方を先にお願いいたしたわけであります。その後、いろいろ刑務所関係の方の話もまとまつたようであまりまして、それで国会にお願いしたと、結局結果において二本建てになつておるというふうに承わっております。あまり好ましいことではないと存じますがれども、まあ事情は、ただいま申し上げたような事情でござります。

から、お尋ねしたわけですが、ただいまの御説明で一応筋は立つようになりますけれども、中野刑務所の改築の予算は、三十一年度に一億円余りを含まれておりますね。そしてもう、昨年工事をやっておられますですね。としもまた予算が組んであると、だから、あそこを刑務所にするという問題については、法務省の方ではもう相當に早くから方針は御決定になつておったことだらうと思うのです。それが、この今の入国管理の問題の法案を提出しになつて、提出されて幾日もたたないうちに、そう間が長くおかれただけでもありません、次の法案が出されました。わざかくらい日のズレしかない、それが一緒にされることは、ちょっとともないのじゃないか。どうも私は、法務省内部が統制がうまくいつておらぬのではないかと思う。私の方としては、大したことじやありませんけれども、やはり迷惑です。そして例どじやないかと思つたからね。どの省でもやはりまとめて、少々提案の期間がおくれるとかいう心配があるなら、急いでまだやられるといふとしても、それは審議ができないことがあります。その省でもやはりまとめて、少々あるなら、急いでまだやられるといふことをして、非常に努力しておられるのです。その努力がないのぢやないか。問題が別々だから、法案を三つにしても、それは審議ができないことはありませんけれどもね。そういう点は、あまり簡単にお考えになつておつたのぢやないか。まあ先は申しません、あなたの責任じやございませんから。あなたにいろいろ申し上げるのには、お気の毒のような気がしますが、ほかに適当な人がおりませんから、そ

の点を、もう少し事情を説明していただきたいと思います。

○説明員(下牧武君) まことにごめんなさい。御指摘をありがとうございます。私も、そういう点を考慮いたしまして、事務的には一本で出されることが望ましい、だから、目安がつくなら、これは、私の方は一本にして出してもらつてけつこうだから、いつまでも待つと、こういうことで事務的には話しておったのでございます。それで、そのかわり、今国会をのがしてもらつて、これは困るぞという点だけを話しておつたのです。ところが、突然に、これはおそらく内閣の官房の方から指示でもございましたのか、すぐ切り離してやることになったから、お前の方だけ先に出せと、こういうことでございました。それじゃあとの方はどうかと聞いてみましたが、その当時は、まだちよつと自安がつかないから、それで、一応入管の方の関係を先に出すことにしてからと、こういう話でございましたから、それ以上、私としてはありますから、それがついでに、お願いしますということでお願いしたのです。それで、その政治的な、裏の含みの点は、これはまあいろいろ上方で問題があつたようですが、詳細は私存じません。

Digitized by srujanika@gmail.com

ですね。どうもあなたには、それ以上の御説明はできないだろうということもわかりますが、私としては、それから先が聞きたいのです。どうもだらしない。悪い言葉ですけれども、そういう気持がするのです。ほかの省じゃこんなことはありませんよ。私はほとんど記憶しておりません。ことに法律家がそろって、法律で飯を食つてゐる人たちの役所で、こういうまずいことをどうしてされるのか。これ以上あなたに言っても仕方がありませんが、こういう質問が出て、自分にはお答えできなかつたということをお伝え願いたいと思います。

○説明員(下牧武君) ごもっともでござります。ぜひ伝えますし、私どもの

方も、こういうことのないようないた

したいと思います。

○伊藤顕道君 これを見ますと、日ソ

国交回復に伴う新事態に対処するた

め、稚内港、根室港、酒田港及び敦賀

港に、それぞれ入国管理事務所の出張

所を設けるということでおざいますけ

れども、これは避難港とか、あるいは

貿易上の理由がこれに考え方である

のですか。その点お伺いしたいの

です。

○説明員(下牧武君) 根室と稚内の方

は、主としてこの海難協定の分を考慮

いたしました。それから敦賀と酒田の

場合は、貿易の場合を考慮いたしまし

て処置いたしたわけでござります。た

だ、敦賀の方は、ずっと戦時中から実

績があまりございませんので、現在ど

うかと思いましたけれども、戦前のこ

とを考慮いたしますると、やはりあそ

いざという場合に、直ちに手当できる

だけの措置を講じておきたいと思いまして、特に敦賀をお願いいたしたわけでもございます。それから酒田は、先ほど申し上げました通り、外国船の実績がない。悪い言葉ですけれども、そういう気持がするのです。ほかの省じゃこんなことはありませんよ。私はほとんど記憶しておりません。ことに法律家がそろつて、法律で飯を食つてゐる人たちの役所で、こういうまずいことをどうしてされるのか。これ以上あなたに言っても仕方がありませんが、こういう質問が出て、自分にはお答えできなかつたということをお伝え願いたいと思います。

○説明員(下牧武君) ごもっともでござります。ぜひ伝えますし、私どもの

方も、こういうことのないようないた

したいと思います。

○伊藤顕道君 これを見ますと、日ソ

国交回復に伴う新事態に対処するた

め、稚内港、根室港、酒田港及び敦賀

港に、それぞれ入国管理事務所の出張

所を設けるということでおざいますけ

れども、これは避難港とか、あるいは

貿易上の理由がこれに考え方である

のですか。その点お伺いしたいの

です。

○伊藤顕道君 次に、警備官を派遣す

る、その一応機動的な活動をする中心

地を設けておきたいという趣旨で、お

願いしたわけであります。

○伊藤顕道君 次に、百四十六名、三十一年の一月か

ら十月までに四百名という船員の特例

上陸もございましたので、これらを考

慮いたしまして、一応ここに出張所を

設けております。また、付近のほかの

港に入るような場合には、ここから審

査官を派遣して、その審査に当らしめ

るという事態がござります。ぜひ伝えますし、私どもの

方も、こういうことのないようないた

したいと思います。

○伊藤顕道君 今まで、中国地方にお

ける治安関係の機関としては、広島が

中心になつておつたと思うのです。と

ころが、今まで広島とかは出張所にな

つておつて、松江に事務所を設けて

おつたわけですね。何かそれはそれ

おつた

同じような取扱いをいたす、こういうふうなつもりでございます。

○伊藤顯道君 羽田空港を前には増員

され、今度立川も新設されるとい

ことになりますが、そうなりますと、米軍の基地という特殊事情に対する

優遇しているということになるわけ

すけれども、この提案理由では、機構上

の不備というのは、一方においては治

安対策の強化、一方においては特殊事

情のサービス、そういうふうのことを

意味しているのかどうか、その点をお伺いしたい。

○説明員(下牧武君) この立川空港の

場合は、サービスと申し上げますより

さ、むしろ私どもの考え方は、シビリアンが入って参りましたして、そうしてわれわれの出入国の審査を受けずに入り出します

ということは、はなはだ好ましくない

と考えております。ですから、その

面の実効を確保いたしますために、特

にこれを出張所といたしまして、それ

で所長に責任を持たせて、その仕事を

やらせたいというつもりでございます。

○伊藤顯道君 今度は、方面を変えて

お伺いしますが、この資料を見ます

と、刑務所の関係ですが、札幌、官

城、前橋、松江その他数カ所の刑務所

では、施設が非常に老朽であるとい

うことに関連して、いろいろ陳情を受け

ておるけれども、一ヵ所刑務所を作る

のに五億内外を要するので、なかなか

その実現はむずかしいと、そういうふ

うにこの資料にござりますけれども、

この札幌、官城、前橋、松江、こういうよ

うなところの建設の年月日は大体どの

くらいなんですか、老朽といつても、

○説明員(下牧武君) ただいまの御質

問は、これは、原局は矯正局になつて

いる

が

判明いたしましたと、ある程度、直接

お

り

ます。

持つてこなければいけない、その中にそういう正規のものを持っていない者があつたという場合に、「さあ、それをつかまえてすぐやることがいいか悪いか、これは当、妥当の問題があるうか」と思いますが、その意味で申し上げましたので、法律的に厳密な意味で申し上げまするところ、うのが、軍の要員じゃない者が軍の飛行機で基地に入つてること自体が、行政協定にむしろ正面から違反するかどうか、ちゃんと解釈上疑義があるかと思ひますけれども、少くとも行政協定の趣旨には含まれない、こう見ていいのじやないかと、かように私どもは考えております。
○秋山長造君 その点は、おっしゃるほど、ばく然としているのでなしに、これははつきり違法なんじやないじよか。つまり行政協定といふものは、別に韓国や國府と結んだわけじやないし、あらんこの行政協定の恩恵を受けるのは、これはアメリカ軍人だけにとどまることなんでしょうね。だから、もし今あなたのおっしゃるようにな、基地の中から一步も出されしなければ、必ずしも違反とは言えないといふことであつたら、さつき来お話をあつた、台灣の國府の兵隊を横浜に連れて来て基地の中で教育するといふこと、これは違反にならぬことになるのですか、そこらはどうですか、政府としては。これは重大な問題ですがね。そこらをはつきりしておかなかつたなら、幾ら抗議を申し込もうと何しようと、ナシのつぶてで、申し入れ放しで済んでしまうのじやないか。

り、それじゃそれは違反だという、記録に残っているかと言いますと、そういうのは記録上はちょっと調べさせてみたのですが、はっきりしてないようござります。ただシビリアン、いわゆる軍関係以外の者が入る場合には、ちゃんと入る港を指定している建前になつておりますから、立川はその中に入つていないのでありますから、そういうところに連れてくること自体、これはやはり行政協定違反じゃないかと、実はそういうところから、私どもそういうふうに考へてゐるのであります。その場合には、全然それじゃ軍関係の者に限つて、それからまあ一歩も出ないその者を、軍関係以外の者がたまたま飛行機に同乗して来たという場合に、すべてそれを全部行政協定違反ということできめつけられるかというと、これはちょっとそこには意義があるのじゃないかと、かようくに考へてゐるわけであります。かりにそこで違反だといったしまして、先ほど申し上げたようなことで、それをすぐ外交的に、そういう違反を犯してもらっちゃ困るという申し入れをすることは、これは一つの適当な妥当な方法だと思ひますが、私どもが乗り出して行つて、まあ違反だといふところまで行くケースとしては、ちょっとそこまでは行き過ぎじゃないか、ただそれがいわゆる上陸したという形になつて、そうして日本の国内で活動するというようなことになりますと、これはもう当然捨て置いておきます。ちょっと法律論と何とは少し食い違ひがござりますが、法

律的に違反だからといって、すぐ飛びびっくりのものでございます。それだからといって、ゆるめ過ぎちゃ困るから、最後の一線は、上陸をして国内活動をされるようになっちゃ黙っておれないから、その場合は、これは思いつかって法律上の手続でびしつとやりたいと考えているのが、私どもの線であります。

○秋山長造君 そういたしますと、立川なら立川の基地に入つて来て、その基地から出さえせねば、これは違反といふことにもならないというようなことでありますと、あなたの方で基地の間辺を毎日、人の出入りをずっとにらんでおれるわけじゃないし、それほどどうからか一緒に、ぞろぞろ出たり入ったりするというようなことになってくれば、結局やはり立川というような事を、トンネルを通つて、いろいろな軍関係の者が、あたかも軍閥のような顔をして自由に入り出するようなことに、どうしても流れがちになるのじゃないかと思うのですがね。あの立川の基地を通じて密輸入なんかが、せんだって新聞にあがつておりましたのが、ああいう種類のこと今までやつぱり行きがちなんじゃないかというふうに考えるのですがね。この立川の基地の内部の問題は一応別問題としても、その基地と、それから基地の外部との間の出入りということは、あなたのところで立川に出張所を置かれて、これでもう確実に捕捉できるのですか、どうですか。

ざいません。やはりその中で、もぐらで出るのも中にはあるかと思いまますが、まあそういう場合にも、できるだけ協力関係において向うから自発的に連絡させる、それから場合によつては構内にわれわれのオフィスを設けるというようなことで、ある程度様子をみる。それから飛行機が参りました場合に、その飛行機の乗客及び乗員の状況も厳にその場で把握して、どういう関係のものがまじっているかというよくなことも見ることができるようになりますと、したいというのが念願でございました。でも、そういう交渉もいたしておりました。ただ、外部にやはり出張所を設けて、それでも、そういうことで構内にナーフィスができる場合には、どういたしましても、やはり現在通り外部に置くよりしようがないと思います。それでも、そういうふうな関係を何とかある場合も、それを見逃すようなこともあります。ただその場合は、私どもの役所だけじゃございませんので、警察にも応援を頼みまして、そして何とかそういうものの実態をはつきりつかんで、ケースが出れば、それでこちらも腹をきめておるから、そういうデーターを一つきちんと固めた上で、最後にもう一つ申し入れをするなら強行に申し入れをやりたいというふうなことで、今そういうことを、いろいろ飛行機の出入りがあるたびに、日を光らしてデーターをとるように調べておるのが現状でございます。できるだけ抑えないと存じますが、全然それじゃもう見逃すことなしに抑えられるとかとおつしやられると、ちょっと自信

がない、はなはだ自信のないことなどでございますが、見逃すこともやむを得ない場合も、心なラズも見逃す場合も出でてくるかと思います。

○竹下豐次君 この立川ですね。「徒来駐在官を派遣して」と、こう書いてあるのですが、これはよそに勤務している者を臨時に派遣されたのですか、やっぱり何人か派遣された人が常駐しているわけなんですか、現在は「派遣して出入国管理事務に当らしめておりました」、「臨時出張派遣というのか、そこに常駐しているのか伺いたい。」

○説明員(下牧武君) 現在常駐させております。人数は三名。

○竹下豊次君 それが今度出張所になりますというと増員されるわけですか、出張所を新しく作られるわけですね。

○説明員(下牧武君) 警備官を一名増員いたしまして、それで四名にする予定でおります。

○竹下豊次君 三名が四名になるのですが、それだけで今まであなたの手の届かなかつたところを、これからしっかりやろうというお話しだすが、そんなことでできるのですか、似通ったことじやないかと今いう気持なんですが。

○説明員(下牧武君) ほんとうに立川を押えようとはれば、とてもこの人數じゃむずかしいかと存じますけれども、そのほかに私たちの方じや、羽田がどんどん出入国はふえて参りますし、もう各港ともほんと手を上げて、いろいろな状況なんですが、それで本年度幸いにして三十名の増員を得ましたので、大部分をそれを港の方へ向けています。しかし何と申しましても、羽田とか、こういうところを中心いていたしま

せんと、そのために常駐する者を多くふやすことは、ちょっと不可能かと存じます。それで一応四名配置いたしますけれども、現在調べている状況によりまして、ある程度の見当がつきますれば、あるいは一齊にぱっとやることも考えなければいかぬかと思います。そういう場合には応援の人員をまた派遣し、あるいは警察の方の協力を得て、そしてやるときは十分な人數で取締りの方をぴしゃりと一つ網をかぶせてみたい。実はかように考えておるわけでござります。

○竹下豊次君 現在は三人常駐しているのだが、それを一名ふやして、それを出張所とまあ改める、こういうこと

ですが、出張所といふ名前が広くなるとか、強くなるとかいうような関係もあるのですか。それがな

かつたら、実際一人よけいに派遣されないわけで、何も出張所といふ名前を改めんでもいいじゃないかということ

が起る、権限がちょっと違いますか。仕事をするのに便宜に簡単に早くやれるというようなことでもあるのでしょうか。

○説明員(下牧武君) 實質的に面を申しますれば、これは同じでございます。

ましても、これは同じでございます。

ただ出張所となりますというと、それ

にやはり責任者ができまして、それで羽田からただ駐在を命ぜられていると

いうことじゃなくて、出張所長としてやはり行政的な監督権も発動いたしまします。その面においてやはり動きき自体がある程度所長としての事務に通じた、練達な者を置かなければなるまい

かと存じます。そういう意味で権限としては同じでございますが、実質的には相当強化されるのではないかというふうに考えております。それがまあね

らいということになると思ひます。

○竹下豊次君 板付空港についても、やはり立川と同じような状態だと承

わっておいてよろしいのでございま

すか。

○説明員(下牧武君) 板付空港の場合

は立川とはちょっと趣きを異にしてお

りまして、現在おっしゃるような問題

はあまり出ておりません。ただ板付空

港の場合は、税関にいたしましても検

疫にいたしましても、ちゃんとした出

張所として整備しておりますし、それ

からイミグレーションの場合だけが何

か駐在官のような、よそへ派遣される

というような形になりますと、これは

いわゆる一般の外国人に対する建前といたしまして、まず第一に外国に入っ

て対象になるのはイミグレーションだ

と、こういう観念で、入ってくるそう

いう外人に、入管の出張所もないとい

うことではやはりおもしろくない。そ

ういう意味がありまして、主として板

付の方はそういう意味でこれは出張所

にいたしてあります。こういう趣旨でござります。

○秋山長造君 どうも先ほど伊藤さん

からもちょっと質問があつたのです

が、日ソ国交回復等の関係で、稚内、

根室、酒田、敦賀というようなところ

で渡っているというような形でござい

ます。ずっとまあ交渉を続けておるの

でございますが、これだからいけない

いふべきことのはつきりした何も

ありません、といつて、うんとは言わな

いといふような、するするしたような

かけ合ひみたいな形になつております。

○政府委員(伊藤佑二郎君) 私が出て

きました直前に報告を見ておりました

のも出まするというと、それを基礎に

いたしまして、また交渉もしやすくな

るかと思いまして、それやこれやを考

えまして、とにかく現に出入りして違

反になつているケースというものを、これをできるだけつかんでみようじゃ

ないかということで、それを今つかむ

ことに努力しているというのが現状で

何とかして、とにかく基地における外人の出入りということを、もつと

何かしつかりした対策を考えて捕捉し

なきやならぬ。一番いいことは、基地

がなくなれば、これは解消しますけれども、解消するまでの間でも、何か今

のような態勢では、これはもうきわめ

がちだというようなことですから、これがだんだんとわき道にそれで、よ

く新聞なんかで問題にされているよう

から見れば非常に出入りがやさしい、など

密輸入なんかのルートに悪用され

がちだというようなことですから、これがだんだんとわき道にそれで、よ

く新聞なんかで問題にされているよう

から見

過去のレコードを全部調べまして、やはりこちらから申し出ますときには、違反の事実というものを集めまして申し入れませんと効力がございませんから、違反がわからないうちに行われておるというのでは、米軍自体も知らぬような場合があるかもしれませんから、とにかく違反の事実となるべく集めまして、過去のことは、私しばらくおりませんので、私がやっておりました時代のことは覚えておりますが、二、三年のギャップがございますので、その間にどんな交渉があつたか調べなければわかりませんので、次の委員会ということは申し上げかねますけれども、なるべく早くと思っております。

○秋山長造君 先ほど指紋の問題で伊藤委員からちょっと御質問があつたのですが、指紋は外国人登録法第十四条で認められているわけですが、ただ、外交官あるいはこれに準ずる者については免除して行くということですね。これはその運用の面で免除しておられるのですか、これははつきり何か法的な根拠があつて免除しておられるわけですか。

○説明員(下牧武男) ただいまの指紋免除の問題は、法文の明文があるわけじゃございません。ただ一般に国際慣例によつておりますので、その国際慣例として私どもそれを免除しておるといふ関係でございます。

○秋山長造君 そういたしますと、先ほど伊藤委員からお話をありました

連して、中国の通商代表部あるいはこれに準ずるものと日本に設けるといふ場合に、この代表部の職員の指紋をとるゝ、とらぬということが相当問題である。これに對して政府の方の結論はさうだ出ておらぬということですが、これがなんかも、当然貿易代表部を認める上は、これは外交官あるいは公務者というワクに入るのだから、指紋をとるゝ、とらぬということは、これはもう事新しく論議をする必要はないのではないかと思うのですが、そここの点はあなたの方でどういうふうに考えておられますか。

○説明員(下牧武君) ちょっとと説明の言葉が不足だったかも存じませんが、そういう趣旨で申し上げたのではございませんので、通商代表部の職員、これは日本の外交方針にも関係してくることだと思いますが、それが外交官待遇あるいは公用者という身分で入れるということになりますれば、これはわれわれとしては指紋の押捺を求めるものじゃない。しかし、そういう身分じゃなくて、一般的の商業者ということで入ってきて、しかも指紋を免除しようと言われても、これは法律的には私どもとしてはいかなんともしがたい、こういうふう考えてございます。でございますから、通商代表部の部員を全部公用者で入れるか、外交官として入れるかということは、これはまだ決定しておりません問題ですしあつとハイ・レベルで考慮されるべき問題だらうと思います。

○秋山長造君 そういたしますと、この問題は、結局、政府の認定いかんということになるわけですね。

○説明員(下牧武君) 認定ということになりますが、その取扱いをどういう身分で入れるかということが基本になります。

○秋山長造君 せんだって参議院の予算委員会だったと思うのですが、岸総理大臣の質問に対する答弁で、この通商代表部の職員について指紋をとる、とらぬという問題は、できるだけ好意的に解決したいと考えたいというような

きであつて、だからあなたのおれは、だな
政府の方が貿易代表部の開設を認め、
そうしてその職員を公用者、あるいは
これに準ずる者という扱いをするとい
うことにはれば、これは当然自動的に
国際慣例に基いて指紋は免除する、こ
ういう結果が出てくるわけですね。

○ 説明員(下牧武君) おっしゃる通り
であります。

○ 委員長(龜田得治君) ちょっと速記を
をとめて下さい。

午後四時五分速記中止

◆◆◆◆◆

○ 午後四時二十八分速記開始

○ 委員長(龜田得治君) 速記を始めて
○ 秋山長造君 簡単に二、三點、大臣
にお伺いいたします。

実は大臣が見える前に、主として立
川の空港を中心に、米軍基地に対する
外人の出入りをどのようにして取り締
まるかという、取り締まるというよりも、
出入国をどういうように管理して行く
かという問題を局長なり次第なりにお
尋ねしておつたわけですが、どうも今
日までのところ、やはりあいづ特征
地帯のために、あなたの方としてもさ
め手がないような話なんです。この其
地関係の出入国の管理事務というもの
を、今後、大臣としてどういうようう
持つて行こうという御方針でおられる
のでしようか、その点をまず第一にお
尋ねしておきたい。

○ 國務大臣(中村梅吉君) 御承知の通
り、軍用機を利用した入国者が事實上
ござりますので、そういう關係から、

正の中にはその点もお願いをいたしておいた次第でござります。なお、アメリカ側との話し合いが今後円満につきますならば、ぜひ飛行場の中に事務所を設けるようにしたい。こう考えておりましたが、現在のところ飛行場の管理は米軍側にござりますから、こちらだけで勝手にきめるわけには参りませんが、ぜひできるならば話し合いをいたしまして、できるだけ出張所設置の目的を十分に果し得るようにいたしたい、かようと考えております。

私不十分なように思うのですけれども、やっぱり立川の場合は、これはアメリカ関係だからまあ適当に大目に見てやる。それからソ連関係は、国交は回復したけれども、どうもいろいろ物騒だから、必要以上にこの関所を厳重にして行くというような感じにとれないとものないのですけれども、その点はどうにお考えですか。

○國務大臣(中村梅吉君) これは大体昔で言いますと、開港場と言いますか、船の寄港をする寄港地の港を中心

に北の方に出張所を設けるようにいたしましたので、これらの人員は、私ども承知いたしておるところでは二、

三名、事務量の見通しを大体立てまし

て、その事務処理に必要最小限度の人

員配置をする。こういうふうに考えておりますが、なお詳細は何でしたら事

務当局の方から御説明いたさせます。

○秋山長造君 事務当局の方はけっこ

うです。それからもう一点お尋ねいた

したいのは、中共貿易の関係ですね。中

共貿易関係で、また近く第四次の貿易

協定も結ばれるという段階になつてい

る。それからまあいすれにいたしまし

ても貿易代表部を交換する、国交回復

に至るまでの暫定措置として通商代表

部を交換する。あるいは日本における

中国の通商代表部の設置を認めるとい

うようになるだらうと思うのですが、ま

あ今までいろいろ政治的ないきさつが

あるのですが、指紋の問題は、政府と

やって行くということに、方針はもう

今日の段階できまつておるのですか、

んならないのですか、まあそこまで具体的には言いかねるが、関係機関に協議をして、その協議が整わないと確答をいたしかねるから待つてもらいたいというのが前回の会合であったそうです。数日来、私その点を気にいたしまして確めておったのであります。いたしまして確めておったのであります。ですが、今日の会合に結論が出ることはむずかしそうである。また少くも数日は待つてもらいたいということになりそうだということでおざいました。いやされ今日の様子が、まだ私聞いておりませんが、明確になり次第、こちらの委員会にも適当な機会に御報告、御説明申し上げるようにいたしたいと、かように考えております。

○秋山長造君　どうもこの点、今の大正のお話を聞きますと、最初、合同委員会が取り上げ、それを分科委員会に付託して、一回、二回、きょうで三回と、こう回を重ねてくる、この間のいろいろなきづきを知つておるわれわれとして、今のようなアメリカ側の出方というものは、非常に意外な感じを持たざるを得ないのですね。第一回の約束のときにも次回まで待つてほしい。必ずそれまでに意見をまとめておくからということで第二回まで待たされた。それがまた今日に至つても、また次まで待つてくれといふようなことで、ただ協議するのだ、協議するのだというようなことで、これをこのまま放つておいていいものだらうかと私は思ふのですがね。こういう場合には、なるほど分科委員会でやつていることはあるが、事は非常に緊急を要する問題なんですが、政府対政府の関係で、何か別な、これこそハイ・レベルで早く解決をつけるように促進をするよう

な努力がなされでしかるべきじもないか。全然もう日本側は法務省の秘書課長にまかせつりといるのですがね、どのようにお考えになつておりますか。問題を一日延しに延して行かれることとは、いろいろな面から考えて私は非常に遺憾だと思うのですがね、どう政治的に妥協すればいいという問題でありませんから、できるだけ私どもとしては、そういう法律知識のある両国の専門家によつて、単なる妥協とか、話し合いでなしに、明確な筋を通していく必要があるのではないか。今後こういうことが二度と繰り返されることとは絶対に避けなければなりませんが、なぜなら、できるだけこちらの事実として主張すべき点、法理論的に主張すべき点、これを主張いたしまして、その筋を通じて明確な結論を得るようにならなければならない。今までさよに考えておつたわけであります。しか思つようによつて近のうちにどうしても解決つかないと、いうことであれば、両国のハイ・レベルの機関において何とか解決について处置をしなければならないかもしけれませんが、また、私どもとしては、通常ふうな方法で結論が出るならば、そういう者がそういうふうにむずかしいということである、かように考えておる次第でございます。もし、いつまでもずれて参りますような情勢になるときが万

一ありましたが、さうして私どもとしては適當な考え方を、お説の通りしなければならないかと、かように考えております。

○伊藤顯道君 時間の関係で、一点だけ大臣にお伺いしますが、日中両国の関係が、地理的、歴史的、また政治的、經濟的に見ても非常に緊密な関係にあると思いますが、特にまた通商代表部というような面で貿易の伸展が考えられているわけですから、そういう面で、通商代表部に、先ほどの指紋の件ですが、指紋をとるというようなことは、友好親善の上からも、貿易の上からも、決してプラスにならぬと思うのです。しかも出入國管理令の十四条三項を見ますと、「指紋を押なつさせることができる。」任意法になつてはいる。ぜひしなければならない」ということになっているわけではない。この法令を見ますと、はつきり、「押なつせることができる。」「しなければならない」じゃないのです。任意法になつてはいるわけですね。これは間違いないでしょう。任意法です。あなたの方からいたいたい資料でなければならぬというような考え方です。そういうことになりますと、あえて中国の通商代表部に、任意法であるものをたてにとつて、指紋を押させなければならぬというような考え方については、十分これは是正をしていただく要素があるうと思うので、そういう点について、大臣のお考えをお聞かせいただきたい。

○説明員(下牧武君) 私からお答えいたします。指紋押捺の根拠法は、外国人登録法第十四条でございます。それによりますと「外国人は第三条第一項」、これは新規の入国の場合、それ

から第一第六条第一項、第十一条第一項又は第十一一条第一項の申請する場合には、「切りかえの申請あるいは再交付の申請、そういうものをいたします場合、登録証明書の期間が切れまして、その切りかえの申請、あるいはそれを紛失したような場合に再交付の申請をする、そういう場合には「登録原票、登録証明書及び指紋原紙二葉に、指紋を押なつしなければならない。」これが根拠法でございます。外国人登録法によつて一律に、外国人はこの切りかえ、登録証明書の新規登録をいたします場合は、六十日をこえて本邦に滞在する場合は、六十日をこえて本邦に滞在する場合に、そういう義務を生じますので、六十日をこえて本邦に滞在する外国人は、この規定によつて全部指紋を押さなければならぬ。そこで、外交官と公用旅行者は、先ほど大臣が申されました通り、国際慣例として免除している、こういう関係になります。今御指摘の条文は、これは管理令としての規定で、寄港地上陸の場合に指紋押捺をさせることができるということで、いわゆる指紋押捺の問題は、この管理令の問題ではございませんで、むしろ外国人登録法の第十四条の問題になる、こういう関係にございます。

○委員長(鶴田得治君) 別に御発言がなければ、質疑は尽きたものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見がなければ、討論は終局したものと認めます。

それではこれより採決に入ります。

法務省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り

可決することに賛成の方の挙手を願います。